



千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

11

NOVEMBER

2019

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

- 「11月30日は年金の日」のお知らせ ……2
- 11月はねんきん月間です ……3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- 11月は「みんなで医療を考える月間」です！ ……4
- 「療養費(立替払)」制度をご存知ですか？ ……4
- 第三者行為での保険証利用についてのご案内 ……5
- 被扶養者状況リストの提出にご協力ください ……5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- 山武市成東「いちご狩り」補助券配付のご案内 ……6
- 令和元年度写真コンテストのご案内 ……7
- 施設利用会員証発行(更新分)のご案内 ……8
- 「施設利用会員証」ご利用会員事業所様へ
かんぽの宿一部施設営業終了のお知らせ ……9
- 割引券(通年配付)のご案内 ……9
- ポスター配布についてのご案内 ……9

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>

台風19号ならびに10月25日に発生した大雨により被災された皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

◎ 日本年金機構からのお知らせ ◎

いいいい みるい
**11月30日は
年金の日**



年金情報を手軽に確認できる
「ねんきんネット」で、
年金記録の確認や
年金見込額の試算
をしてみませんか！

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせも、お気軽にどうぞ。

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは下記専用番号へ

 **0570-058-555**

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

受付時間

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分（月曜日のみ午後7時まで）
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日は除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

検索に便利な
「年金ポータル」は
こちら

年金ポータル



11月は

ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？

この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

いみらん
11月30日は
年金の日

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

◆日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

年金事務所の主な活動内容

11月15日（金）午後2時～
年金委員表彰伝達式及び研修会
千葉市文化センター

11月30日（土）午前9時30分～午後4時
休日年金相談
県内各年金事務所

※JR駅構内等において広報活動を予定しています。



⚠ 年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!! 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めるのが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いいたします。



日本年金機構

Japan Pension Service

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。



11月は「みんなで医療を考える月間」です！

厚生労働省は上手な医療のかかり方を普及するため、毎年11月を「みんなで医療を考える月間」と決めました。医療は限りある資源です。必要なときに必要な医療を受けられるよう、医療のかかり方を考えてみませんか。

上手な医療のかかり方の例

かかりつけ医、かかりつけ薬剤師を持ちましょう！

- ・健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれます。

時間外受診やはしご受診は控えましょう！

- ・やむを得ない場合を除き、休日や夜間などの時間外受診は控えましょう。
- ・同じ症状で医療機関を転々と渡り歩くはしご受診は控えましょう。*
- ※主治医の協力のもと最善の治療方法を選択する「セカンドオピニオン」は別物です。



医療費の節約



受診者の
身体的負担軽減



医療現場で働く人
たちの負担軽減

上手な医療のかかり方について、
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

適正な受診（上手な医療のかかり方）
について詳しくはこちら→



「療養費（立替払）」制度をご存じですか？

療養費（立替払）とは、「やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費の全額（10割負担）を支払ったとき」などに、後日協会けんぽに請求することで、健康保険が負担すべき部分の払戻しを受けることができる制度です。

【療養費を申請する主なケース】

- ◆ 資格取得の手続き中で健康保険証が届いていない状態で受診した
- ◆ 旅行先などで健康保険証を提示せずに受診した 等

【払い戻し金額のイメージ】

自己負担 3割（一般）、総医療費 10,000円の場合

3,000円

7,000円

この部分が払い戻されます！

療養費払い戻しの手順



【注意】

- ・保険適用外の診療部分是对象外となります。
- ・未加入期間の診療部分是对象外となります。
- ・労災や第三者行為によるけがや病氣是对象外となります。

申請書のダウンロードや
制度の詳細についてはこちら→



お問い合わせ先

TEL : 043-308-0523 業務グループ

交通事故などの第三者行為で保険証を使用する場合 届出が必要です！

【第三者行為の例】



交通事故



暴力行為等
による負傷



他人のペット
にかまれる

✕ このような時は保険証の
使用できません。



**勤務中や通勤途中の
事故やケガ**
労災保険の対象と
なります。



**犯罪行為
(飲酒運転など)
による事故**
給付制限の対象と
なります。

【届出が必要な理由】

交通事故など、第三者の行為によりケガをした場合、加害者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負います。

健康保険を使って治療を受けた時は、協会けんぽが医療費の一部を医療機関に支払うため、加害者が支払うべき医療費を協会けんぽが立替えていることとなります。

この立替えた医療費を、協会けんぽから加害者（もしくは加害者の損害保険会社）に請求するため、「第三者等の行為による傷病届」の届出が必要です。

届出用紙については、
ホームページより
ダウンロード可能です。

詳細はこちら→



被扶養者状況リストの提出にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における支援金・給付金の適正化を図ることを目的に、被扶養者資格の再確認のため「被扶養者状況リスト」等を事業所様へ送付しています。お忙しいところ恐れ入りますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

**送付
時期**

令和元年9月下旬から
10月下旬にかけて順次送付

**提出
期限**

令和元年11月20日

【注意事項】

被扶養者状況リスト等は
同封の返信用封筒にて
ご提出をお願いいたします。

被扶養者資格再確認に
ついて詳しくはこちら→



協会けんぽの船橋、市川年金事務所出張窓口(11月の開設日)

船橋年金事務所出張窓口
(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

令和元年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

市川年金事務所出張窓口
(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

令和元年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

協会けんぽ年金事務所
出張窓口 開設時間
AM 8:30~12:00
PM 1:00~5:15
※AM12:00~PM1:00は不在となります。



※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。

開設日



11月1日から

山武市成東いちご狩り 補助券の配付がはじまりました



- 利用期間 令和元年12月21日(土)～令和2年5月5日(祝・火)
※期間中でも気象条件・園の事情により入園できない場合や要予約の期間もありますので、お出かけの際には、各加入いちご園に必ずお問合わせください。
(土・日・祝祭日は、早めに閉園する場合があります。)
- ところ 山武市成東観光苺組合加入苺園 TEL 0475-82-2071 (観光案内所)
ホームページ <http://sanmu15.com/>
- 入園料 下記の入園料から補助料金400円を差し引いた金額を組合加入の各いちご園に当日お支払ください。
- 申込方法 下記申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(94円切手貼付・送付先を明記したもの)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。※1事業所15枚までとさせていただきます。
- 申込先 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 いちご狩り補助券 宛
- 申込期間 令和元年11月1日(金)から配付開始 ※補助券がなくなり次第、配付を終了します。

山武市成東観光苺組合入園料金表

期 間	小学生以上	6歳～4歳(未就学児)	3歳以下
12月21日～1月4日※1	¥2,000	¥1,600	¥500※2
1月5日～3月24日	¥1,700	¥1,300	¥500※2
3月25日～4月6日	¥1,500	¥1,100	¥500※2
4月7日～5月5日	¥1,200	¥800	¥300※2

※1 この期間(12/21～1/4)は予約が必要です。開園していますいちご園に予約をお願いします。

※2 お子様のご入園は、保護者の方と一緒にお願いします。

※コピーしてお申込みください

山武市成東いちご狩り補助券申込書

申 込 枚 数
枚

事業所記号	事業所番号

事業所名	_____
所在地 〒	_____
T E L	_____

令和元年度 写真コンテスト作品募集のご案内

皆さまの感性あふれる作品を、ぜひご応募ください！お待ちしております！



- ✂ **応募期間** 令和元年12月2日(月)～令和2年1月16日(木)
- ✂ **題材** 自由です。「四季の風景」「心に残るスナップ(思い出に残る感性あふれる写真)」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」なども大歓迎です。
- ✂ **作品サイズ** 六ツ切～四ツ切版またはA4サイズ(カラー)
- ✂ **応募資格** 会員事業所に勤務される被保険者とそのご家族
- ✂ **送付先** 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 写真コンテスト 宛
- ✂ **審査員** 丹羽 敏憲 氏 (全日本写真連盟関東本部委員)
- ✂ **発表** ホームページ(令和2年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2020(令和2年3月号)」に掲載し作品応募者へ通知します。
- ✂ **賞** 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作10点
- ✂ **応募方法および注意点**
 - ① 作品は未発表のものに限ります。
 - ② 応募点数は1人5点以内とさせていただきます。
 - ③ 下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
 - ④ 入賞の応募作品は返却いたしません、選外作品につきましては返却いたします。
 - ⑤ 応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
 - ⑥ 入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。

キ リ ト リ

写 真 コ ン テ ス ト 応 募 票			
氏 名		男 ・ 女	歳
事業所名	〒		
所在地			
電話番号			
画 題			
撮影場所	() 市		
カメラ		撮影月	月
フィルム・デジタル区分	フ ィ ル ム ・ デ ジ タ ル		

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。

「施設利用会員証」を発行（更新）します！

当協会の関係機関である全国社会保険協会連合会と宿泊施設等の契約により宿泊料金等の割引が受けられる「施設利用会員証」を発行します。出張・旅行等にご利用いただけます。

CHECK 既に発行いたしております「施設利用会員証（黄色）」の有効期限は**2020年3月31日まで**となります。ご希望される事業所様には、更新された**新しい「施設利用会員証（ピンク色）」**を発行いたします。



【利用対象者】 千葉県社会保険協会会員事業所の従業員とその家族

【契約施設】 ★船員保険会（4施設）★ホテル法華クラブグループ（19施設）★ダイワロイヤルホテルズ（27施設）
★高輪・品川プリンスホテルグループ（4施設）★HMIホテルグループ（53施設）
★プリンスホテル優待プラン（全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等）
★湯快リゾート（28施設）★かんぱの宿（50施設）★その他の宿泊施設（8施設）
★日帰り施設（9施設）※日帰り施設 ・メイワサンピアなごみの湯は閉館 ・ホンマ健康ランド優待内容が変更になりました。

【利用方法】 対象施設の詳細とご利用方法及び優待内容（優待料金等）については全国社会保険協会連合会 http://www.zensharen.jp/shisetu_yuutai.html のホームページでご確認下さい。

※インターネットを使用されない環境にある場合は、当協会にご連絡ください。

☆高輪・品川プリンスホテルグループのコーポレート料金のご案内

☆プリンスホテル優待プランの専用 Web サイトのログインパスワード

☆ダイワロイヤルホテルズの料金表と専用 Web サイトのログインのための契約先コード、パスワード

☆HMIホテルグループの専用 Web サイトのログインのための企業ID、企業パスワード

については、**会員限定となりますので「施設利用会員証」の発行時に併せてお知らせいたします。**

※更新希望の会員事業所様には先の「施設利用会員証」発行時にお知らせしているとおります。

【会員証の利用について】

1. 本会員証は、千葉県社会保険協会の会員事業所様のみご利用いただけます。（協会費を納入いただいている事業所様）
2. 事業所内での共同利用となり、有効期限内は何度でも利用可能です。
3. 有効期限を過ぎた会員証は使用できません。
4. 発行枚数は、1事業所につき3枚までとなります。※被保険者数により応相談
5. 発行した「施設利用会員証」は、会員事業所様の管理のうえご利用ください。
6. 他のサービスとは併用できません。※船員保険会(4施設)をご利用の場合、被保険者様とその被扶養者様については千葉県社会保険協会の宿泊助成と併用できます。
7. 利用の際に「施設利用会員証」を提示してください。1利用グループにつき1枚の提示が必要となります。（提示不要の施設もあります）

【施設利用会員証の申し込み】

申込書に返信用封筒（送付先住所宛先を明記し84円分の切手を貼付）を同封のうえ当協会へ郵送ください。なお、契約施設のパスワード等が必要な事業所様については、申込欄にチェックし、**特定記録**にて送付いたしますので、角2封筒に送付先明記のうえ、300円分の切手を貼付してください。

*** 郵送先 *** 一般財団法人千葉県社会保険協会 施設利用会員証申請 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13

キ リ ト リ

施設利用会員証申込書

※協会使用欄（ご記入の必要はありません）			
事業所名		担当者名	
所在地	〒		
電話番号		申込枚数	枚 <input type="checkbox"/> パスワード等希望

※ご記入いただいた情報は、事業所または担当者様への連絡および会員証送付に関する事務処理にのみ使用し、他用はいたしません。

お知らせ

「施設利用会員証」をご利用の会員事業所様へ

かんぼの宿 一部施設が営業終了となります

当協会の関係機関である全国社会保険協会連合会が契約している 下記のかんぼの宿が営業終了との連絡がありましたので、お知らせいたします。ご利用される場合、ご注意くださいますようお願いいたします。

1. 営業終了する宿

・かんぼの宿小樽 ・かんぼの宿酒田 ・かんぼの宿竹原(休館中)

2. 営業終了日

【宿泊】 令和2年3月30日(月)の宿泊(翌3月31日チェックアウト)をもって終了

【日帰り】 令和2年3月30日(月)をもって終了

※かんぼの宿竹原(休館中)につきましては、令和元年12月20日(金)をもって終了となります。

割引券配付中

行楽の秋

ご家族で、会社のお仲間で、ぜひご利用ください!

当協会では、会員事業所の被保険者様、被扶養者様の健康保持増進のため、下記の割引券を毎年配付しています。

お申込みの詳細については、「社会保険ちば」「月刊社保ちば」に掲載しております。

- 鴨川シーワールド (千葉県鴨川市)
- 千葉こどもの国 KidsDom (千葉県市原市)
- 富士急ハイランドフリーパス (山梨県富士吉田市)

10月にお届けいたしました広報誌「社会保険ちば秋号」は
いかかでしょうか。今回は、会員事業所の皆様に当協会事業をよりよく
ご利用いただきたく、ポスターもお届けいたしました。

会員事業所様の掲示板等で皆様にご覧いただければ、ありがたく存じ
ます。よろしくお願いたします。

